

各 位

会 社 名 福留ハム株式会社 代表者名 代表取締役社長 福原 治彦 (コード番号 2291 東証 スタンダード市場) 問合せ先 経営管理本部長 梶原 勝 (TEL 082-278-6161)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の「第71回定時株主総会」に、下記のとおり、「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備え るため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

	(工が即力で久入回/기)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示	
とみなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し	(削除)
、株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類および連結計算書類に記載また	
は表示をすべき事項に係る情報を、法	
務省令に定めるところに従いインター	
ネットを利用する方法で開示すること	
により、株主に対して提供したものと	
<u>みなすことができる。</u>	

(新設)

(新設)

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し 、株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面 交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。

(附則)

1. 現行定款第15条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供)の 削除および変更定款第15条(電子提供 措置等)の新設は会社法の一部を改正 する法律(令和元年法律第70号)附則第 1条ただし書きに規定する改正規定の施 行の日(以下「施行日」という)から効力を 生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする株 主総会については、現行定款第15条は なお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過し た日または前項の株主総会の日から3か 月を経過した日のいずれか遅い日後にこ れを削除する。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

2022年6月23日(木) 2022年6月23日(木)

以上